

# 議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

SDGs推進課 環境保全担当

## 議案名

議案第23号 桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例案

## 趣旨・目的

令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受けて、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)が運用開始されることに伴い、同法と重複する規制を整理する必要があるため、条例の全部改正を行うものです。

## 概要

### 許可制から届出制への変更

土砂等を搬入する対象面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業では、盛土規制法で定める宅地造成等規制区域(以下「宅造区域」という。※1)においては、県へ同法に基づく許可申請が必要であるため、本条例では、土砂等の搬入計画の届出に変更します。

なお、特定盛土等規制区域(以下「特盛区域」という。※2)においては、改正前と同様、本条例に基づく許可が必要です。

※1 宅造区域とは、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとして県が指定する区域

※2 特盛区域とは、市街地や集落などとは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等として県が指定する区域

市土砂条例と盛土規制法の比較(対象事業面積500㎡～3,000㎡)

|      | 市土砂条例<br>(現行) | 市土砂条例<br>(改正案) |        | 盛土規制法  |        |
|------|---------------|----------------|--------|--------|--------|
|      | すべての区域        | 特盛区域           | 宅造区域   | 特盛区域   | 宅造区域   |
| 目的   | 土砂災害防止        | 土砂災害防止         | —      | 土砂災害防止 | 土砂災害防止 |
|      | 土壌汚染防止        | 土壌汚染防止         | 土壌汚染防止 | —      | —      |
| 対象事業 | 許可            | 許可             | 届出     | 届出     | 許可     |

(施行期日：令和7年5月26日)

## 背景・経過

令和３年７月、静岡県熱海市で大雨により盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、盛土規制法が、令和５年５月２６日に施行されました。

群馬県では中核市である前橋市及び高崎市を除く県内全域の規制区域を指定し、令和７年５月２６日から盛土規制法の適用を開始します。

危険な盛土等に関して法律による規制が始まり、盛土の崩落等の災害防止が強化されることから、市土砂条例で重複する規制を改めるものです。

## 参考資料

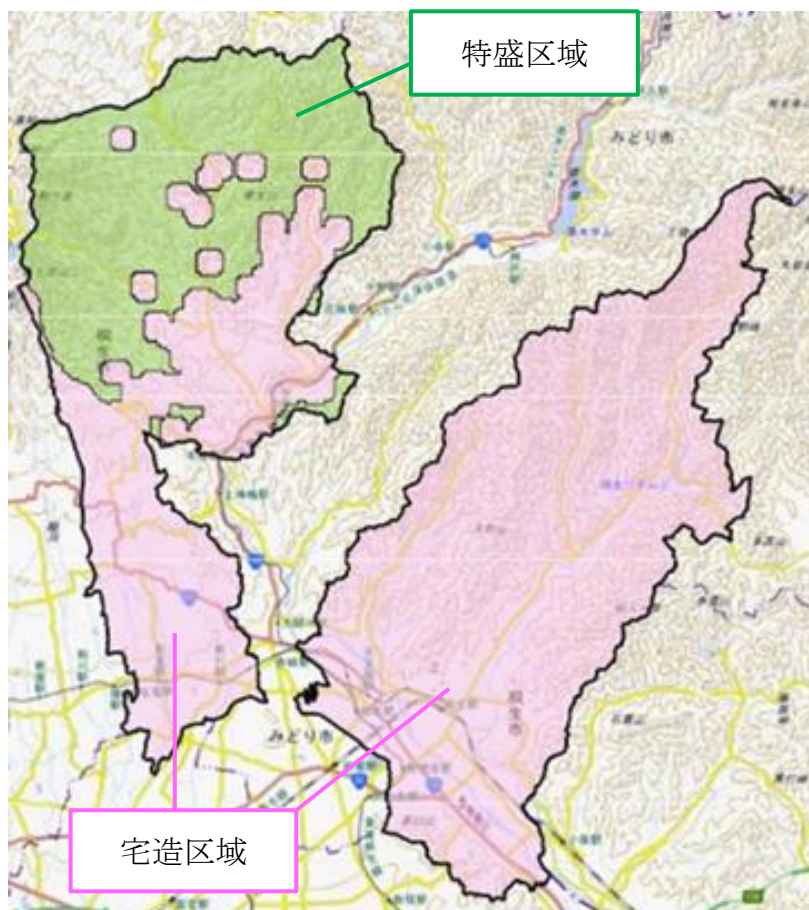


図１ 桐生市における規制区域